

北海道議會時報

第 7 卷 第 6 号

昭和 30 年 6 月



北海道議會事務局

— 第 6 号 目 次 —

北海道議会議員記念撮影(第15期)

新任のあいさつ

議長
副議長

議会の動き

第一回臨時道議会……………1

本 会 議……………1

常任委員会……………5

特別委員会……………13

総合開発調査特別委員会

雑 録

地方行政疑義問答集……………15

報道から拾う……………16

買取され売渡された農地を国が他の目的のため買取
した場合の旧地主の先買権

余剰農産物協定正式調印

北海道議会議席表……………19

道議会常任委員会及び特別委員会委員名簿……………20

北海道議会各党役員名簿……………21

請願及び陳情について……………23

図書室だより……………22

五月のメモ

表紙写真

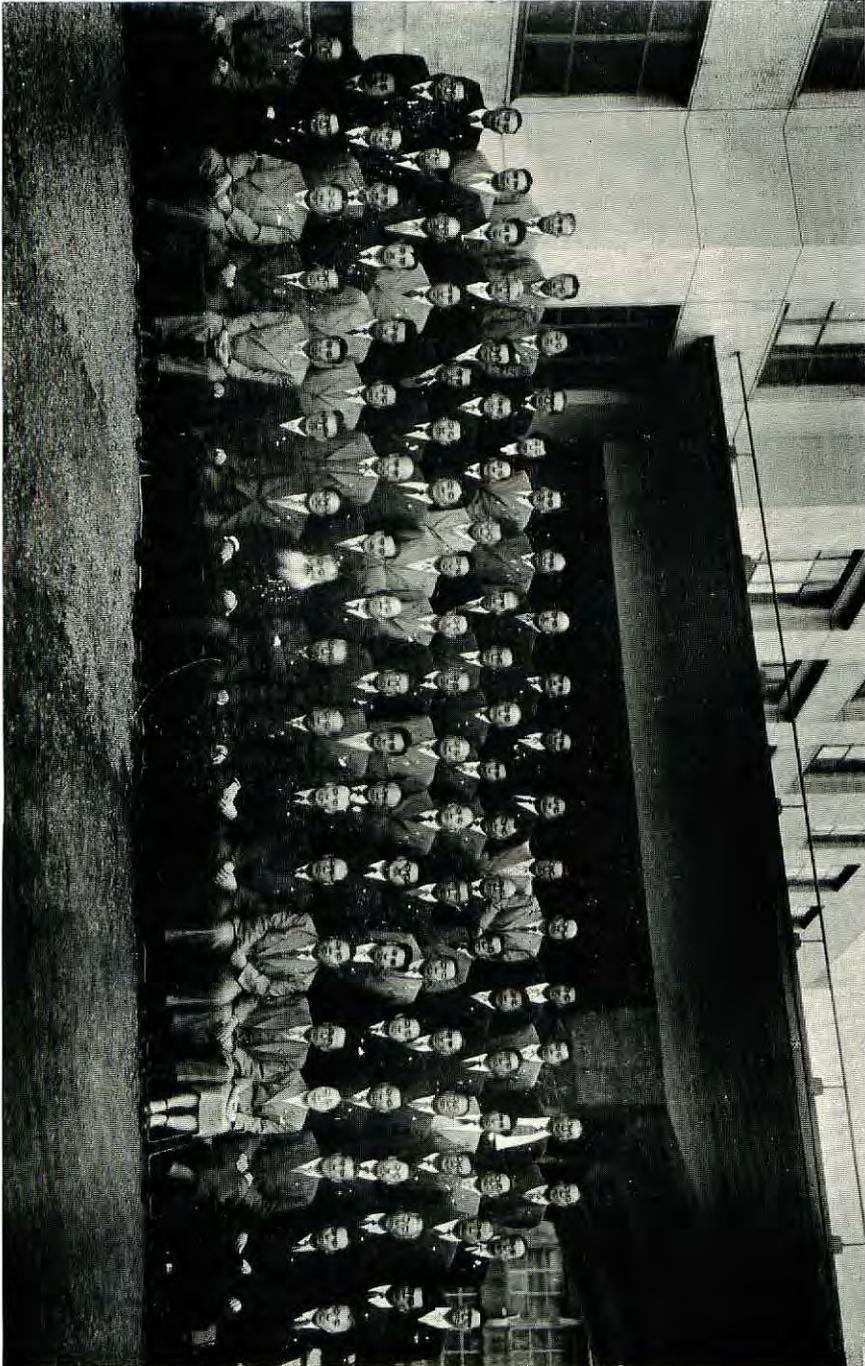
とうだい 一石 狩一

北海道議会事務局撮影

第 15 期

北海道議會議員記念撮影

(昭和 30. 5. 7)





新任のあいさつ

議長 荒 哲 夫

このたびご推挽を得て議長に就任致しましたことはまことに光榮に存するところでございまして、不肖もとより非才ではありますが、各位のご理解あるご支援をたのみとして誠心誠意その職責を完うし、ご期待にそいたいと意決致しておる次第でございます。

さて、本道と致しまして刻下の重要課題は総合開発の推進であります。この問題につきましましてはいまさら多くを述べる必要はありませんが、実にこれこそは道勢伸張の根底をなすものであり、道民の生活安定向上のため、さらにはわが国経済自立、人口問題解決のためにも万難を排してやり遂げなければならぬ重要問題であります。この一大懸案解決のためには知事あるいは道議会というようなことだけでは道をあげて、いわば超党派的な道民一体の力を集めて急速にその実効を収めるよう乾坤一擲の努力を傾注しなければならぬと存するものであります。私も勿論微力ではありますが議長の職を通じ全力を挙げてこの問題と取り組みたいと固く心に決しておる次第でございます。

つぎに、わが国をめぐる諸般の情勢は非常に多難であります。同時に地方自治にとりましても難問題が山積しておるのであります。まず地方財政は現行制度上極めて不健全な財源の上に立つため年歳その窮迫の度を加え、国自体が何等か抜本的な手を打たない限り再建は望まれない危機に瀕しており、また近時地方制度改革の方向はややもすれば地方分権に逆行する中央集権的な動きが少なからず見受けられるのであります。このような地方自治に対する考え方は「民主政治は地方自治からはじまる」との民主政治の原理に立つ憲法の精神にそわないものであります。地方自治の後退は民主政治の基礎を危うくするものといわざるを得ないのであります。私はあくまでも民主政治の確立、地方自治確立を基盤とした北海道の繁栄、延いては道民の生活向上を念願するものであります。議長として議会の運営に当つてもこの信念に立ち常に道民の意とするところ、世論を十分尊重致しまして真に道民の議会としてその責を尽し、道民の負託に応えたいと存するものであります。ここに諸氏の絶大なるご協力ご支援を切にお願い致しましてご挨拶にかえる次第でございます。



新任のあいさつ

副議長 宮 本 仙 松

わたくしこの度副議長にご推挙を賜りましたことは身に余る光栄であり深く感謝の意を表するものであります。性来の魯鈍ではありますが幸いにも皆様のご支援ご協力を得まして万全の努力を捧げこの重責を果たしたい決心でございます。

考えまするに日本の占領行政が解かれた頃から内外の情勢が変化しつつありますことは当然のことと思いますが、その中でとくにわれわれが身近に感じますことは、地方自治に対する中央の考え方がいつとはなく官治的な方向に進みつつあるということでございます。

最近地方財政の危機が伝えられるようになってから殊にそれが目につくように思われるのであります。このようなことではわが国の地方自治、いいかえれば民主政治の確立ということはなかなか容易なことではないと憂慮されるのであります。私はこのような情勢下におきまする地方議会の使命は非常に重く、一層民主議会としての運営に徹しなければならぬと存するものであります。

また道政今後に残された問題も頗る多く、中でも総合開発の問題これに連なる産業の振興、民生の安定、教育文化交通等の諸問題は急速に手を打たなければならぬ重要問題であります。これに対しては勿論政府の強力な施策は必要であります。道としても異常なる決意をもつて対策を講じなければならぬと存し、殊に道の意思機関である道議会は道民の意思を常に反映させ、明るく公正な運営をもつて真に生きた道政の根源となり、住み良い北海道建設のためにその権能を十分發揮すべきときであろうと存するものであります。私は私の与えられた責任のもとで全力を尽してその職責を完うし、皆様のご支援に応えたいと存する次第であります。今後とも格別のご鞭撻をお願い致しましてご挨拶いたします。

議会の動向

K.U

第一回臨時道議会

改選後はじめての議会である第一回臨時道議会は、五月六日に招集され、同日開会、今議会は正副議長の選挙、正副委員長を選任などの人事問題が中心であり、正副議長は七日決定したが、正副委員長選任問題は難航し、会期を一日延長して五月十一日深夜ようやく選任決定を見、会期六日間をもつて同夜閉会した。

本 会 議

○五月六日、午後二時五十六分、川瀬議員（協ク）臨時議長として議長席につき開会を宣し、引続き開議、知事の挨拶の後、予め時間延長、議席の指定報告、会議録署名議員の指名、諸般の報告があつて、午後三時五分散会。

報 告 第一回臨時道議会に知事から提出のあつた案件

提出月日	番号	件 名	議事経過
五、六	一	専決処分報告の件	五、一 承認議決
同	二	専決処分報告の件	同
同	三	専決処分報告の件	報 告
同	四	専決処分報告の件	同
同	五	専決処分報告の件	同

議員から提出のあつた案件

提出月日	番号	件 名	議事経過
五、九	一	北海道議会常任委員会条例の一部を改正する条例制定の件	五、九 原案可決
決 議 案			
五、九	一	総合開発調査特別委員会設置に関する件	五、九 原案可決
意 見 案			
五、一一	一	昭和二十九年北緯四十七度以南さけ、ます流網漁業違反船に対する行政処分の基準改訂に関する意見書	五、一一 原案可決

○五月七日、午後二時四十九分開議、諸般の報告の後、予め時間を延長

して、一旦休憩、午後五時五十分再開、日程第一議長選挙の件を議題に供し、選挙は単記無記名による投票をもつて行うこととし、議場出入口を閉鎖（出席議員八十五名）、このとき西村議員（社）より議事進行について発言を求め、一党派が出席してないので全会派出席の後議事をすすめるべき旨の動議を提出、賛成あつて動議成立、午後五時五十九分暫時休憩、（議場閉鎖のまま）、午後六時四分再開、西村議員（社）より動議撤回の発言あり、ついで点呼に応じて投票を行い（投票終了後議場出入口を閉鎖）、開票立合人に秋山（協ク）佐々木（公）中山（民）井野（社）阿部（自）新川（労）各議員を指名、開票の結果、投票総数八十五票（出席議員数と符合）、得票、荒議員（社）四十六票、井川議員（民）三十八票、白票一票で荒議員が当選、就任の挨拶があつて、議長席に着き、次に日程第二副議長選挙の件を議題に供し、選挙の方法は議長選挙と同様とする旨を述べ（開票立合人も同様）、直ちに選挙を行い開票の結果、投票総数九十三票（出席議員数と符合）、得票、宮本議員（協ク）五十四票、岩田議員（自）三十九票で宮本議員が当選、就任の挨拶があつて、午後六時四十八分散会。

○五月九日、午後二時五十五分開議、予め時間延長を行い、諸般の報告の後、日程に追加会議案第一号及び決議案第一号を一括議題に供し、説明を省略、いずれも原案可決に決し、午後二時五十七分一旦休憩、午後六時二分再開直ちに散会。

決議案第一号 (昭和30・5・9原案可決)

総合開発調査特別委員会設置に関する決議

右別紙案文の通り提出する。
昭和三十年五月九日

提出者 議員 田 呂 善 作

別紙
議長 荒 哲 夫 殿
議員 宮 津 恂 太 郎
同 沖 野 政 雄
同 宮 北 三 七 郎
同 宮 坂 寿 美 雄
同 新 川 輝 隆

総合開発調査特別委員会設置に関する決議
一、本議会に十七人の委員を以つて構成する総合開発調査特別委員会を設置する。

二、本委員会は
（一）本道の総合開発に関する計画の樹立及びその実現に必要な調査を行う。
（二）各常任委員会所管の総合開発関係事務について連絡調整を行う。
三、本委員会は閉会中も調査を行うことができることとし、議会において調査終了を議決するまで継続存置する。
四、本委員会は調査のため必要あるときは関係人の出頭及び記録の提出を求めることができる。
五、本委員会に要する経費は昭和三十年中二百万円以内とする。

○五月十日、午後二時四十五分開議、諸般の報告の後、予め時間延長を行い、一旦休憩、午後八時五十一分再開、会期を一日間延長することについて諮り、異議なくそのことに決し、午後八時五十二分散会。

○五月十一日、午後二時四十六分開議、諸般の報告の後、予め時間延長を行い、一旦休憩、午後九時三十七分再開、日程第一常任委員選任の件を議題としつぎのとおり選任決定。

総務及び建築委員
松 尾 三 良 (自)
二 瓶 栄 吾 (協)
田 呂 善 作 (協)
麻 里 梯 三 (公)

泉谷順	商工及び林務委員	高橋辰	岩田留	安達徳太	橋本正	杉本栄	堀野豊	増田信	深山和	農務及び民生委員	西村武	徳中祐	井野正	川端元	村本政	川村清	黒沢与五	山内広	水産及び労働委員	中牧章	糸川章	宮北三七	林謙	西野吉	小島巖
治(公)		男(社)	吉(自)	郎(公)	蕃(社)	一(自)	夫(社)	一(社)	圀(民)		夫(社)	満(民)	揮(社)	治(公)	信(社)	一(社)	作(社)	広(勞)		保(自)	夫(社)	郎(社)	二(民)	一(民)	巖(社)

蒔田余吉		新川輝隆	井口丞	高橋石松	大沢重太郎	山元三郎	秋山孝三郎	中野与作			松平武一	大島三郎	宮本仙松	川瀬徳三郎	高橋源次郎	坂下英堯	阿部英一			井川平	高田治郎	岡田義雄	塚田庄平	堀田重平
吉(協)		隆(勞)	み(社)	松(協)	郎(民)	三郎(民)	孝三郎(協)	作(社)			一(自)	郎(民)	協(協)	郎(協)	郎(民)	堯(社)	一(自)			平(民)	郎(社)	雄(社)	平(勞)	平(社)

鈴木源重	中野定敏	佐久間貞	朝日利	佐々木雄	渡部勇雄	川口常一	岩本政一	西島順三	土木及び衛生委員	児玉由一	笠井幸衛	天谷平信	黒松秀夫	山本英一	伊藤作一	津川直一	桶谷利男	文教及び農地開拓委員	宮坂寿美雄	森川長清	窪田義正	五藤正義	大久保和男	堀田毅	道下美作
重(社)	敏(社)	江(自)	昇(協)	雄(公)	雄(社)	一(民)	一(自)	三(民)		一(自)	衛(社)	信(協)	夫(協)	一(自)	一(民)	一(社)	男(民)		雄(民)	清(社)	松(社)	正(社)	男(民)	毅(自)	作(協)

蒔田政次郎	本多吉江	斎藤正志	大河幸郎	河野辰男	中山信一郎	宮津信太郎	児見山増夫			吉田定次郎	太田益夫	沖野政雄	遠藤英吉	伊藤藤弘	大石利雄	佐野野衛			西川清吉	岡林敏喜	橋本清次郎	舟木侃郎	和乎千治	福島新太郎
郎(社)	江(民)	志(社)	郎(協)	男(社)	郎(民)	郎(自)	夫(社)			郎(民)	夫(社)	雄(公)	吉(社)	弘(自)	雄(社)	衛(社)			吉(民)	喜(社)	郎(社)	侃(社)	治(勞)	郎(自)

議会運営委員

深山和園(民)
 道下美作(協)
 福島新太郎(自)
 山本英一(自)
 五藤義正(社)
 高橋石松(協)
 井野正揮(社)
 宮坂寿義雄(民)

治安委員

黒沢与工作(社)
 田呂善作(協)
 岩本政一(自)
 舟木侃(社)
 橋本清次郎(社)
 安達德太郎(公)
 井川伊平(民)
 岩田留吉(自)

笠井幸衛(社)
 高田治郎(社)
 河野辰男(社)
 川口常一(民)
 塚田庄平(勞)
 小島常三(公)
 麻里梯(公)

児見山増夫(社)
 和乎千治(勞)
 中山信一郎(民)
 村本政信(社)
 川瀬徳三郎(協)
 森川清(社)
 徳中祐満(民)

次に日程第二総合開発調査特別委員選任の件を議題とし、次のとおり選任決定。

総合開発調査特別委員

二瓶栄吾(協)
 津川直一(社)
 沖野政雄(公)
 太田益夫(社)

蒔田余吉(協)
 林謙二(民)
 宮北三七郎(社)
 大島三郎(民)

中牧保(自)
 児玉由一(自)
 本多吉江(民)
 中野定敏(社)
 鈴木源重(社)

次に日程第三教育委員選挙を行い、単記無記名投票の結果、投票総数七十七票、得票、斎藤議員(社)五十三票、佐久間議員(自)二十四票にて斎藤議員当選、次に日程第四都市計画地方審議会委員選挙を行い、指名推せんの方法によりつぎのとおり当選決定。

穂谷利男(民)
 西野吉一(民)
 渡辺勇雄(社)
 佐々木利雄(公)
 佐久間貞江(自)

次に日程第五出納臨時検査立会人の選挙を行い、指名推せんの方法により次のとおり当選決定。

山内広(勞)
 増田信一(社)
 川村清一(社)
 伊藤藤弘(自)

西島順三(民)
 堀重平(社)
 堀野豊夫(社)
 黒松秀夫(協)

午後十時一旦休憩、午後十一時四十六分再開、諸般の報告後、日程第六報告第一号、第二号を一括議題とし、本案は委員会の密査を省略原案承認に決し、次に日程に追加し意見案第一号を議題とし、趣旨弁明省略、原案可決とし、以上をもつて議事を終了、荒議長閉会の挨拶を行い午後十一時五十分閉会。

水産委員長 井野正 揮君 提出

昭和二十九年北緯四十七度以南さげ、ます流網漁業違反船に対する行政処分の基準改訂に関する要望意見書

一、昭和二十九年北緯四十七度以南さげ、ます流網漁業違反船の行政処分について、操業禁止の基準起算日現行五月五日を四月二十日以前に繰上げ改訂せられたい。

(理由)

昭和二十九年北緯四十七度以南さげ、ます流網漁業違反船の行政処分については、漁業秩序維持の建前から己むを得ない措置と認められるが、本漁業は操業海域の狹隘に加え、近年打続不漁と災害のため極度に経営の安定を欠き、関係漁業協同組合もまた赤字累積の状況にあつて、昨年度突然多数の違反船を見るに至つたことも、かかる経営の不振に起因するものと思考される。

しかして本年度は海況の関係から例年に比して早期にさげ、ますの回遊を見、四月二十日頃からいづれの出漁船も好漁を収めつつあつて、今や既に盛漁期にはいつている状況である。

しかるに昭和二十九年の違反船に対しては、操業禁止の基準起算日五月五日とし二十日乃至六十日の操業禁止の措置をとられた関係上、これらの違反船は他の出漁船の好漁を傍観する余儀ない実情であつて、その苦惱は実に深刻なるものがあり、既に今日まで許可の遅延または碇泊等により充分実質的な処罰を受けたと同様な状況にあるので、これら違反者の更生善導の意味からも、この際操業禁止の基準起算日については、少くとも本年度の漁獲実態に即するよう、その期日を四月二十日以前に繰上げ改訂せられるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 荒 哲 夫

農林大臣

水産庁長官 各通

北海道知事

常任委員会

各派世話人協議会

○五月二日 午後一時二十分、議長室において開議。

- ① (蒔田議員(協ク)座長) 議会運営委員が選任されるまでの間各派一名宛の委員を出して交渉会を設けることに決定。
- ② 議員控室の割当を決定。
- ③ 議席の割当(各会派別)を決定。
- ④ 臨時議会開会当日に全員協議会を開くかどうかについては開かないことに決定。
- ⑤ 議運委員の数は十五名とし、社会六、民主三、自由二、協ク二、労農一、無所属一とすることに決定。
- ⑥ 蒔田前議長より、四月三十日東京で開かれた開発審議会の状況について報告、午後二時散会。

各派交渉会

○五月六日 午前十時四十七分、議長室において開議。

- ① 宮坂議員（民）座長となり、まず委員会の組合せについて協議。
- ② 議員から選出する出納臨時検査立合議員八名、都市計画審議会委員九名は算術計算により各派に割当することに決定。暫時休憩、午後二時三十五分再開。

③ 本日は日程なしとして、事務局長の紹介により臨時議長が開会を宣告、知事挨拶、開議、議席指定、諸般の報告、会議録署名議員の指名等を行うことに決定。

④ 明日の日程は、日程第一議長選挙の件、日程第二副議長選挙の件、日程第三常任委員選任の件とすることに決定、午後二時四十分散会。

○五月七日 午前十一時十八分、議長室において開議。

① 正副議長選挙の件について協議を行い、暫時休憩、午後三時五十分再開。

② 正副議長選挙の件について協議、暫時休憩、午後四時五分再開。

③ 本日の本会議は午後五時三十分開議すること。

④ 知事が知事会議出席のため明日上京することを了承、暫時休憩、午後四時五十分再開。

⑤ 常任委員会の組合せについては各党で検討の上、明後日まで持ち寄ること。

⑥ 治安委員会を設けることに決定。

⑦ 正副議長選挙における開票立合人は各派より一名宛とし、議長、副議長選挙とも開票立合人は同一人とすることに決定。

⑧ 総合開発調査特別委員会設置の決議案を本日の各派交渉会の委員名で提出することとし、委員会の名称、人員等は前回どおりとすることに決定、午後五時十分散会。

○五月九日 午前十一時十五分、議長室において開議。

① 決議案第一号総合開発調査特別委員会設置に関する決議案の上げについて協議、決定。

② 常任委員会の組合せについて協議、各党で検討することとし、暫時休憩、午後二時五分再開。

③ 総合開発調査特別委員会の委員数増員について協議。

④ 常任委員会の組合せを決定。

⑤ 常任委員会条例改正案を上程することに決定、暫時休憩、午後二時五十分再開。

⑥ 総合開発調査特別委員会の委員数を十七名とすることに決定。

⑦ 本会議は時間延長を行い、決議案第一号、会議案第一号を議決し、一旦休憩することとし、暫時休憩、午後四時五分再開。

⑧ 常任委員長の割振りについては会長会議で協議すること。

⑨ 本会議を直ちに再開することとし、暫時休憩、午後五時五十分再開。

⑩ 本日はこの程度とし明日に持越しこととし、午後五時五十三分散会。

○五月十日 午後五時四十分、議長室において開議。

① 常任委員長の割振りに関する会長会議を開いて早急に協議をすめること。

② 会期を一日延長することについて協議、暫時休憩、午後八時三十分再開。

③ 明日一日会期を延長することに決し、午後八時四十六分散会。

○五月十一日 午後九時十四分、議長室において開議。

本日の議事は、日程第一常任委員選任の件、日程第二総合開発調査特別委員選任の件、日程第三教育委員会委員選挙の件、日程第四都市計画地方審議会委員選挙の件、日程第五出納臨時検査立合議員選挙の

件とし、一旦休憩して各常任、特別正副委員長の互選を行い、日程第六報告第一号および第二号承認の件は、議会運営委員会で取扱い方を協議することとし、午後九時二十五分散会。

議会運営委員会

○五月十一日 午後十一時十七分、議長室において開議。

① 高橋(石)臨時委員長(協ク)より、委員長互選の方法について諮り、休憩して協議することとし、暫時休憩、午後十一時十九分再開。

② ついで道下委員(協ク)より、指名推選の方法によらねたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決し、道下委員(協ク)より委員長に高田委員(社)を指名、異議なくそのことに決定。

③ 高田委員長(社)より、副委員長互選の方法について諮り、道下委員(協ク)より、指名推選の方法によらねたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決し、道下委員(協ク)より、河野委員(社)を指名、異議なくそのことに決定、暫時休憩、午後十一時四十分再開。

④ 意見案第一号昭和二十九年度北緯四十七度以南さけ、ます流網漁業違反船に対する行政処分基準改訂に関する要望意見書は趣旨弁明を省略、議決すること。

⑤ 報告第一号および第二号の専決処分承認の件については即決とすること。

⑥ 閉会中緊急を要する場合の委員会開催については議長において善処することとして議運ではとり上げないことに決定、直ちに本会議

を再開することとし、午後十一時四十三分散会。

総務委員会

○五月十一日 午後十時二十二分、第三委員室において開議。

① 井川臨時委員長(民)より、委員長互選の方法について諮り、単記無記名の投票にすることとし、投票の結果、宮北委員(社)九票、白票四票で宮北委員(社)が当選。

② 宮北委員長(社)より、副委員長互選の方法について諮り、井川委員(民)より、単記無記名の投票によらねたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決し、投票の結果、二瓶委員(協ク)八票、白票五票で二瓶委員(協ク)が当選。

③ ついで高田委員(社)より、閉会中必要がある場合には委員会を開けるよう議運に善処方を申し入れることについて意見があり、井川(民)松尾(自)塚田(労)各委員より、閉会中の委員会開議についてそれぞれ意見があり、結局議運に検討を求めるとし、午後十時四十八分散会。

建築委員会

○五月十一日 午後十時四十九分、第三委員室において開議。

① 井川臨時委員長(民)より、委員長互選の方法について諮り、単

記無記名の投票によることとし、投票の結果、糸川委員（社）九票、白票四票で糸川委員（社）が当選。

② 糸川委員長（社）より、副委員長互選の方法について諮り、井川委員（民）より、単記無記名の投票によられたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決し、投票の結果、小島委員（社）九票、白票四票で小島委員（社）が当選。

③ ついで委員長より、閉会中必要ある場合には委員会を開けるように議題に善処方を申し入れることについて諮り、異議なくそのことに決し、午後十一時散会。

水産委員会

○五月十一日 午後十時四十五分、談話室において開議。

① 川瀬臨時委員長（協ク）より、委員長互選の方法について諮り、西村委員（社）より、単記無記名の投票によられたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決し、投票の結果、井野委員（社）九票、白票三票で井野委員（社）が当選。

② 井野委員長（社）より、副委員長互選の方法について諮り、西村委員（社）より、単記無記名の投票によられたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決し、投票の結果、黒沢委員（社）九票、白票三票で黒沢委員（社）が当選。

③ 次に昭和二十九年度北緯四十七度以南さけ、まず流網漁業違反船に対する行政処分の基準改訂に関する要望意見書の提案について諮り、異議なくそのことに決し、なお本件に関する中央折衝については、委員長において議長と協議の上取計うこととし、午後十一時十

五分散会。

労働委員会

○五月十一日 午後十一時十六分、談話室において開議。

① 川瀬臨時委員長（協ク）より、委員長互選の方法について諮り、西村委員（社）より、単記無記名の投票によられたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決し、投票の結果、山内委員（労）八票、白票三票で山内委員（労）が当選。

② 山内委員長（労）より、副委員長互選の方法について諮り、西村委員（社）より、単記無記名の投票によられたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決し、投票の結果、村本委員（社）七票、白票三票で村本委員（社）が当選、午後十一時二十五分散会。

農務委員会

○五月十一日 午後十時二十分、議長室において開議。

① 高橋（石）臨時委員長（協ク）より、委員長互選の方法について諮り、新川委員（労）より単記無記名の投票によられたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決し、投票の結果、秋山委員（協ク）が九票、（無効投票なし）で当選。

② 秋山委員長（協ク）より、副委員長互選の方法について諮り、新

川委員(勞)より、単記無記名の投票によられたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決し、投票の結果、橋本委員(社)が九票(無効投票なし)で当選。

③ ついで委員長より、閉会中必要ある場合には委員会を開けるように議運に善処方を申し入れることについて諮り、異議なくそのことに決し、午後十時三十二分散会。

○五月三十日 午後零時十七分、第二委員室において開議。

① 冒頭、白老町長より、道南地方に甜菜製糖工場設置について、岩見沢市長より岩見沢市に甜菜製糖工場設置について、北海道経済農業協同組合連合会畜産課長より、赤クローバ採種圃圃庫補助金の復活および道費計上について、企道青少年クラブ連絡協議会副会長より、青少年クラブ活動助成について、北海道農業改良普及協議会代表より、普及事業奨励および助成について、北海道農業協同組合中央会理事より、三十年産米供出その他について、それぞれ陳情を聴取、暫時休憩、午後一時七分再開。

② 秋山委員長(協ク)より、農務部所管事項について説明を求め、農務部長より説明、高橋(辰)委員(社)より、農林漁業長期資金貸付の問題、高度集約酪農地区指定の問題、乳製品の検査機構の問題等について、大沢委員(民)より、高度集約酪農地区の指定箇所の見直しと道費上置きの問題、指定地区に対する国費投入の内容、農林中央金庫の酪農業者に対する資金貸付の問題、製糖工場誘致促進の問題等について、新川委員(勞)より、農業試験場整備拡充の問題について、増田委員(社)より、農務部の機構の問題、凶漁対策としての漁村農業の問題、今後の畑作経営指導の問題等について、深山委員(民)より、農業試験場上川支場の人事問題について質疑があり、農務部長、農業試験場副場長より答弁。

③ 次に新川委員(勞)より、農業関係国費予算に関する中央折衝の

必要について意見があり、中央折衝を行うこととし、派遣委員および期間は委員長一任に決定。

④ 次に北海道地方競馬審議会委員三名の推せんについて諮り、正副委員長において協議の上推せんすることとした。(後刻、深山(民)杉本(自)委員および橋本副委員長(社)を推せんすることに決定)。

⑤ 次に散会后市内の農業施設を視察することとし、午後三時十二分散会。

民生委員会

○五月十一日 午後十時三十三分、議長室において開議。

① 高橋(石)委員長(協ク)より、委員長互選の方法について諮り中野委員(社)より、単記無記名の投票によられたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決し、投票の結果、井口委員(社)が九票(無効投票なし)で当選。

② 井口委員長(社)より、副委員長互選の方法について諮り、高橋(辰)委員(社)より、単記無記名の投票によられたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決し、投票の結果、新川委員(勞)が九票(無効投票なし)で当選。

③ ついで委員長より、閉会中必要ある場合には委員会を開けるように議運に善処方を申し入れることについて諮り、異議なくそのことに決し、暫時休憩、午後十時四十五分再開。

④ 次に予算要求対策、所管事項の説明聴取、上京折衝等の必要があつて、委員会を開くことについて議長の了解があつた場合は二十四

日頃委員会を開くこととし、午後十時四十六分散会。

○五月三十一日 午前十時十七分、第二委員室において開議。

① 冒頭、函館市民生部長より、保育所設置補助について陳情を聴取。

② 井口委員長(社)より、民生部所管事項について説明を求め、民生部長より説明、大沢委員(民)より、アフターケアの国費予算と増設に対する国費補助について、中野委員(社)より、母子寮新設の見通し、養老院を空知に設置の見通し、教護院設置の見通し、保育所増設の問題、整肢学院拡充の問題、結核療養所のベット増設の問題等について、深山委員(民)より、生業資金の貸付状況、授産所経営の問題、国民健康保険事業に対する道費助成の問題等について、岩田委員(自)より、生活協同組合不振の理由と経営指導の問題について、新川委員(労)より、青少年保護育成条例施行の準備と札幌以外の地域で行われる仮設興業物に対する対策について質疑があり、民生部長、保険課長、社会課次長、福祉課次長より答弁、暫時休憩、午後一時十三分再開。

③ ついで保育所費用値上げ問題について社会課次長より説明を聴取、中野委員(社)より、保育所費用基準の改訂に努力すべき旨の意見があり、岩田委員(自)より、保育所の措置費を増額するよう折衝すべき旨の動議を提出、異議なくそのことに決し、

④ 次に知事より申入れのあつた北海道児童福祉審議会委員二名の推せんについて諮り、井口委員長(社)、山元委員(民)を推せんすることに決定。

⑤ 次に国立療養所の完全看護制度の問題について保険課長より説明を聴取、新川委員(労)より、これについて質疑および意見があり、保険課長より答弁。

⑥ ついで保育所の措置費増額の問題、国立療養所の完全看護実施の

問題等について中央折衝を行うこととし、派遣委員については委員長一任、期間は一週間程度とすることに決し、

⑦ 次に散会後市内の福祉施設を視察することとし、午後二時散会。(散会后、派遣委員に井口委員長(社)、新川副委員長(労)、中野委員(社)の三名、期間は六月四日より九日間を決定した。)

商工委員会

○五月十一日 午後十時二十分、第二委員室において開議。

① 蒔田臨時委員長(協ク)より、委員長互選の方法について諮り、道下委員(協ク)より、単記無記名の投票によらるべき旨の動議を提出、異議なくそのことに決し、投票の結果、森川委員(社)九票、白票一票で森川委員(社)が当選。

② 森川委員長(社)より、副委員長互選の方法について諮り、道下委員(協ク)より、単記無記名の投票によらるべき旨の動議を提出、異議なくそのことに決し、投票の結果、和平委員(労)九票、白票一票で和平委員(労)が当選。

③ 次に委員長より、閉会中の委員会開会について議長と委員長が協議の上緊急と認めた場合は招集できるように議運において処置されるよう申し入れを行うことについて諮り、異議なくそのことに決し、午後十時三十五分散会。

林務委員会

○五月十一日 午後十時三十七分、第二委員室において開議、

① 蒔田臨時委員長(協ク)より、委員長互選の方法について諮り、道下委員(協ク)より、単記無記名の投票によらぬ旨の動議を提出、異議なくそのことに決し、投票の結果、窪田委員(社)九票、白票一票で窪田委員(社)が当選。

② 窪田委員長(社)より、就任挨拶の後、風倒木処理並びに治山治水の処置等について緊急用件があるので閉会中の委員会開会について議運に申し入れを行うことについて諮り、異議なくそのことに決定。

③ 次に副委員長互選の方法について諮り、道下委員(協ク)より、単記無記名の投票によらぬ旨の動議を提出、異議なくそのことに決し、投票の結果、岡林委員(社)九票、白票一票で岡林委員(社)が当選、午後十時五十五分散会。

文教委員会

○五月十一日 午後十時三十分、副議長室において開議。

① 黒松臨時委員長(協ク)より、委員長互選の方法について諮り、伊藤(作)委員(民)より、単記無記名の投票によらぬ旨の動議を提出、異議なくそのことに決し、投票の結果、太田委員(社)八票、白票一票で太田委員(社)が当選。

② 太田委員長(社)より、副委員長互選の方法について諮り、伊藤(作)委員(民)より、単記無記名の投票によらぬ旨の動議を提出、異議なくそのことに決し、投票の結果、遠藤委員(社)八票、白票二票で遠藤委員(社)が当選。

③ ついで委員長より、閉会中必要ある場合には委員会を開けるように議運に善処方を申し入れることについて諮り、異議なくそのことに決し、午後十時五十分散会。

農地開拓委員会

○五月十一日 午後十時五十一分、副議長室において開議。

① 黒松臨時委員長(協ク)より委員長互選の方法について諮り、伊藤(作)委員(民)より、単記無記名の投票によらぬ旨の動議を提出、異議なくそのことに決し、投票の結果、笠井委員(社)八票、白票二票で笠井委員(社)が当選。

② 笠井委員長(社)より、副委員長互選の方法について諮り、伊藤(作)委員(民)より、単記無記名の投票によらぬ旨の動議を提出、異議なくそのことに決し、投票の結果、天谷委員(協ク)八票、白票二票で天谷委員(協ク)が当選。

③ ついで委員長より、閉会中必要ある場合には委員会を開けるように議運に善処方を申し入れることについて諮り、桶谷(民)伊藤(作)(民)佐野(社)各委員より、それぞれ意見があつて、結局申し入れをすることとし、午後十二時十分散会。

土木委員会

○五月十一日 午後十時三十一分、第一委員室において開議。

① 大竹臨時委員長（協ク）より、委員長互選の方法について諮り、中野委員（社）より、指名推選の方法によること、その指名は臨時委員長に一任する旨の動議を提出、異議なくそのことに決し、委員長に時田委員（社）を指名決定。

② 時田委員長（社）より、副委員長互選の方法について諮り、中野委員（社）より、指名推選の方法によること、その指名は委員長一任とする旨の動議を提出、異議なくそのことに決し、副委員長に朝日委員（協ク）を指名決定、午後十時三十九分散会。

○五月三十一日 午後一時十五分、第一委員室において開議。

① 時田委員長（社）より、土木部所管事項について説明を求め、土木部長、道路課長、管理課次長より説明、中山委員（民）より、道路に関する資料の提出要求があり、また、児見山（社）斎藤（社）宮津（自）各委員より、三十年度道路予算と地方道路法案および地方道路譲与税法案通過による本道への影響、全国道路利用者会議における同法案等に関する全国運動参画について質疑および意見があり、土木部長、道路課長より答弁、全国道路利用者会議における全国運動に道として一応協力することについて諮り、異議なくそのことに決し、三十年度土木関係予算折衝と全国道路利用者会議における全国運動の問題について上京委員三名を派遣することとし、暫時休憩、午後二時四十分再開。

② ついで上京委員については明日開かれる衛生委員会の模様をみて決定することとした。つぎに佐久間委員（自）より空知支庁管内等の土木事情視察について意見があり、暫時休憩、午後二時五十分再

開。

③ ついで道内土木施設状況調査は全道的に要望もあるので次期道議会終了後において視察箇所等協議の上実施することとした。また河野委員（社）より、土木部と水産部の漁港関係事務を一元化すべき旨の意見があつて、午後三時六分散会。

衛生委員会

○五月十一日 午後十時四十分、第一委員室において開議。

① 大竹臨時委員長（協ク）より、委員長互選の方法について諮り、朝日委員（協ク）より、指名推選の方法によること、その指名は臨時委員長一任とする旨の動議を提出、異議なくそのことに決し、委員長に鈴木委員（社）を指名、決定。

② ついで臨時委員長より、鈴木委員長（社）が本日欠席しているが、この場合便宜措置として本日直ちに副委員長の互選を行うことについて諮り、異議なくそのことに決し、副委員長互選の方法は指名推選の方法によること、その指名は臨時委員長に一任することの朝日委員（協ク）の動議のとおり決定、副委員長に児見山委員（社）を指名、異議なくそのことに決し、午後十時四十三分散会。

治安委員会

○五月十一日 午後十一時十五分、第二委員室において開議。

① 川瀬臨時委員長（協ク）より、委員長互選の方法について諮り、井川委員（民）より、単記無記名の投票によらねたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決し、投票の結果、田呂委員（協ク）七票、白票二票で田呂委員（協ク）が当選。

② 田呂委員長（協ク）より、副委員長互選の方法について諮り、舟木委員（社）より、単記無記名の投票によらねたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決し、投票の結果、舟木委員（社）七票、黒沢委員（社）一票で舟木委員（社）が当選、午後十一時四十分散会。

特別委員会

総合開発調査特別委員会

○五月十一日 午後十一時二十九分、第一委員室において開議

① 蒔田臨時委員長（協ク）より、委員長互選の方法について諮り、新川委員（労）より、単記無記名投票によらねたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決し、投票の結果、蒔田委員（協ク）九票、白票二票で蒔田委員（協ク）が当選。

② 蒔田委員長（協ク）より、副委員長互選の方法について諮り、新川委員（労）より、単記無記名の投票によらねたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決し、投票の結果、中野（定）委員（社）九票、

白票二票で中野（定）委員（社）が当選。

③ 次に委員長より、五月十七・十八の両日開催される北海道開発審議会財政金融小委員会、鉱工小委員会にオグザパー派遣の問題および三十年度開発予算の政府内示額について協議するため、明日委員会を開くこととし、午後十一時四十分散会。

○五月十二日 午後一時二十五分、第一委員室において開議。

① 蒔田委員長（協ク）より五月十七日首相官邸で開かれる北海道開発審議会財政金融小委員会および五月十八日の同鉱工小委員会にオグザパー派遣について諮り、協議の結果、上京委員を四名派遣することに決定。

② ついで鉱工業の振興開発対策について企画室長より説明を聴取、新川委員（労）より、これについての現在の動き並びに農地開発に伴う円資金調達の問題について、宮北委員（社）より、資源開発の調査推進について、太田委員（社）より、調査費の要求について質疑があり、企画室長より答弁。

③ 次に昭和三十年度北海道開発費予算概要について財政課長より説明、二瓶委員（協ク）より、調査費の内容について、宮北委員（社）より、補助事業推進の問題について、西村委員（社）より、第二次五カ年計画の策定と第一次五カ年計画の残量取扱い方の問題、生活水準の向上と計画の結びつけの問題、苫小牧工業港の予算と一般港湾予算の問題等について質疑があり、企画室長、財政課長より答弁、ついで宮北（社）新川（労）西村（社）時田（社）二瓶（協ク）本多（協ク）各委員より、十七・十八両日の開発審議会のオグザパー派遣とともに予算関係の折衝、新規事業、補助事業の折衝、寒冷地手当、石炭手当の免税折衝の必要についてそれぞれ意見があり、結局、上京委員は予算折衝と審議会小委員会に出席するものを合せて七、八名派遣すること、派遣委員については正副委員長一任

とすることに決し、午後四時五分散会。

○五月二十五日 午前十一時十分、第一委員室において開議。

① 蒔田委員長（協ク）より、北海道開発庁次長の更迭について報告、ついで三十年度開発予算折衝、石炭手当免税折衝、開発審議会小委員会の経過等について報告書により報告の後、津川（社）（林（民）各委員より、石炭手当の免税案について、大島委員（民）より、道内資金の道外流出について質疑があり、中野副委員長（社）より説明、また林（民）二瓶（協ク）宮北（社）児玉（自）各委員および正副委員長より、開発審議会小委員会におけるオヴザパーの発言の問題について意見交換があつて、暫時休憩、午後一時二十分再開。

② 次に鉱工業振興開発対策について企画室長より説明、二瓶委員（協ク）より、産業労働者の住宅建設対策について、林委員（民）より、電力料金の特別措置について、津川委員（社）より、低品位石炭利用による火力発電所の設置と料金の関係について質疑があり、企画室長より答弁。

③ 次に総合開発の経過並びに第二次計画立案の見通しについて企画室長より説明、沖野（公）二瓶（協ク）委員より、第一次計画の残量の問題と第二次計画の策定について質疑および意見があり、企画室長より答弁。

④ 次に未開発地域開発促進対策について企画室長より説明、沖野委員（公）より、利尻、礼文の両島を除外した理由および天北地方の開発促進対策について二瓶委員（協ク）より、大蔵省と世界銀行の喰違いの問題、北海道農地開発協会案と農林省案の意見調整の問題等について質疑があり、企画室長より答弁。

⑤ 次に土壌保全総合対策の促進に関する要望書について企画室調査員より説明。

⑥ 次に開発予算要求要領及び三十一年度開発予算要求書審議日程について企画室係員より説明、午後三時四十六分散会。

○五月二十六日 午前十時五十分、第一委員室において開議。

① 蒔田委員長（協ク）より、大夕張電源開発の促進状況について説明を求め、電源開発本部長より説明、林委員（民）より、工事費の分担について、委員長より、継続事業としての取扱いの問題について質疑、応答があつて、

② 次に総合開発に伴う土木事業について土木部長より説明を聴取。

③ 次に総合開発に伴う開拓事業について農地開拓部総務課長より説明、二瓶委員（協ク）より、機械開墾の見返資金の使用配分の状況、石狩篠津の開発計画、根釧開発に対する開発庁と道の考え方等について、林委員（民）より、開拓地の売渡状況並びに今後の入植可能戸数について質疑があり、応答があつて、

④ 次に委員長より、委員会の今後の運営について諮り、児玉（自）二瓶（協ク）沖野（公）蒔田（社）各委員よりそれぞれ意見があり、

⑤ ついで児玉（自）新川（労）太田（社）各委員 中野副委員長（社）及び荒議長（社）より、石炭手当免税折衝の問題並びに本問題の総務委員会と競合の問題についてそれぞれ意見があつて、石炭手当の免税折衝については二、三名程度の派遣委員の人選をしておいて状況によつて直ちに上京する準備をしておくこと。また、近く開かれる北海道開発審議会総会および鉱工小委員会のオヴザパー派遣について三、四名とし、これらの人選は正副委員長一任とすることに決し、午後一時五十五分散会。



地方行政疑義問答集

年長議員について

(昭和三十一年二月二十六日 自治行發第三九号)
 (北海道総務部長宛 行政課長回答)

- 問一 年長の議員(以下「A」という。)が応招していても議場に出席しない。議会勢力が伯仲し年長議員を擁する会派の話し合いがまとまらず、一方その次の年長である議員(以下「B」という。)を擁する会派の話し合いがまとまって一方的に開議を強行せんとした。ことにより、議場に参集したBにより行われた臨時の議長としての職務は有効か。
- 二 Bが議長席に着席するも、年長の議員として臨時の議長の職務を執行する旨の宣告をする以前にAが議場に入った場合は、交替するを要するか。
- 三 Bが臨時の議長としての職務を執行する旨宣告したその後にAが議場に入った場合は、交替を要するか。
- 四 Bが臨時の議長としての職務を執行中、即ち議長選挙執行中にAが議場に入った場合は、交替を要するか(但し、選挙執行中議場を閉鎖する旨会議規則等に規定するものを除く)。
- 五 AとBとの関係は、交替という点において、議長と副議長との関係と全く

相違するものであるか。

答一 有効である。

二 交替すべきである。

三 休憩を宣して交替すべきである。

四 交替すべきである。但し、進行中の手続の終了したとき(例えば、投票中にAが議場に入った場合は全員の投票を終了したとき)に交替することが適当と思われる。

五 手続上同様な取扱いで差支えない。



報道から拾う

買収され売渡された農地を国が他の目的 のため買収した場合の旧地主の先買権

旧自作農創設特別措置法によつて千百九十円で買収され小作人に売渡された農地が、自衛隊用地として必要だといふので三十九万六千円で国に買収された。旧地主はこの土地についての先買権を主張し、国を相手方として右の三十九万六千円の支払を求めるとともに売渡しを受けた者を相手方として右代金を受ける権利のないことの確認を求めた。

判決は一、二審ともこの請求を容れなかつた。その理由として判決は、原告は自創法ないし農地法によつてなされる農地の買収或いは売渡しは、これによつて定められた用途に従つて使用されることを解除条件としてなされるものと解すべきであると主張するけれども、そのように解し得る法律上の根拠はなく、またかように解しないからとて、その故をもつて直ちに買収が憲法第二十九条に違反するものとは解されない。

とした。原告は農地法第八十条二項には、「国が買収し、農林大臣が管理している農地で農地法の目的にそわないものと認められた場合には買収前の所有者に売払う」旨の規定があり、これと農地法施行法第二条三項を根拠として先買権を主張したのであるが、ついにいれられなかつたわけである。

余剰農産物協定正式調印

去る五月二十七日ワシントンで仮調印の行われた、日米農産物協定の

調印式は五月三十一日正午外務省で行われ、重光外相、アリソン駐日大使が両国を代表して調印した。

この協定は国会の承認を得て発効するが、これにより九月までに、米國から一億ドルの余剰農産物を受け入れ（買入れ八千五百万ドル、贈与一千五百万ドル）このうち五千九百五十万ドルを日本側の自主使用分として電源開発、農業開発などに使用されることになつてゐる協定全文次の通り。

外務省情報局発表

余剰農産物協定は九カ条からなり米國は農産物購入に必要なドルを支払い、日本は、それに相当する円貨を日本銀行に設定される米國の勘定に積立て、この積立金の七〇%または五千九百五十万ドルを越えざる額を日本の経済開発のための借款として米國から日本に提供し、残り三〇%は米國により米國軍人用宿舎の建設第三國のための物資の調達等のため日本国内で使用される。この協定は審議のため国会に提出され米國側が日本側の承認の通告を受けた時に発効することとなつてゐる。

農産物に關する日本國とアメリカ合衆國との間の協定

日本國政府及びアメリカ合衆國政府は、アメリカ合衆國による同國の千九百五十四年の農産物貿易の促進及び援助に關する法律の規定に基く同國の農産物の販売及び日本國によるその購入から生ずる相互の利益を考慮し、日本國における学校児童の福祉計画を拡大するためアメリカ合衆國による前記の法律の規定に基く同國の農産物の贈与が望ましいことを考慮し、また前記の購入から生ずる資金を同國にとつて利益になる方法で利用すべきことを考慮して、次のとおり協定した。

第一条 ①アメリカ合衆國の千九百五十四年の農産物貿易の促進及び援助に關する法律第一章の規定に従い、アメリカ合衆國政府は、八千五百万合衆國ドルの額の同國の農産物について、千九百五十五年六月三十日に終る同國の現會計年度において与えられる購入許可に基く購入が行われるための資金を支出することを約束し、日本國政府は、その購入を限りはからうにと同意する。この額は、アメリカ合衆國政府が資金を支出する限度まで輸送費の額を含むものとする。

② 売買される農産物及びアメリカ合衆国政府が購入許可を与える各農産物の価額の限度は次のとおりである。

農産物価額の限度(単位百万 合衆国ドル)

小麦	二二・五
大麦	三・五
米	一五・〇
綿花	三五・〇
葉たばこ	五・〇
海上輸送費(見積額)	四・〇
計	八五・〇

第二条 ① アメリカ合衆国政府は、第一条にいう購入のため必要な合衆国ドルを合衆国の輸出業者に支出するための措置をとるものとする。日本国政府は、その合衆国ドルの支出の通告を受領したときは、または相互間で合意するその他の方法により、アメリカ合衆国政府による合衆国ドルの支出額と等価額の日本円が、当該取引の支払として、日本銀行のアメリカ合衆国政府の特別勘定(以下「合衆国勘定」という)に積立てられるための措置を執るものとする。

② 合衆国勘定に積立てられる日本円は、複數為替相場が合法的に設けられない限り当該農産物の合衆国ドルによる販売価額(運賃及び諸掛のうちアメリカ合衆国政府が払戻しまたは資金を支出する部分を含み、海上運賃のうち農産物が合衆国の旗を掲げる船舶に積載されなければならないという合衆国における要件の結果として生ずる超過の費用の額を除く)を、日本国政府が設定し、かつ国際通貨基金との間で合意された日本円の平価でアメリカ合衆国政府による合衆国ドルの支出の日に適用されているものによつて換算した日本円とする。

第三条 アメリカ合衆国政府は、日本国の学校児童の福祉計画を拡大するため千九百五十四の農産物貿易の促進及び援助に関する法律第二章の規定に基く農産物の贈与を、条件に関する相互に受諾することができる取決めに従つて行うことを約束する。この農産物の贈与の総計は、商品金融会社(コモディティ・クレディット・コーポレーション)建値で千二百万合衆国ドルの小麦及び脱脂粉乳並びに三百万合衆国ドルの棉花を越えないものとする。

第四条 ① この協定に基いて日本国が取得する農産物は、両政府が合意する場合を除くほか日本国内で消費するものとする。日本国によるこれらの農産物の取得

は、これらの、または同様の農産物をアメリカ合衆国に対する非友好国が入手する可能性を増大する結果をもたらしてはならない。

② 両政府は、この協定に基く農産物の販売または贈与が、世界市場における農産物価格を不当にくずし、アメリカ合衆国のこれらの農産物の通常の市場取引を排除し、または世界の自由諸国間の貿易関係を実質的に害することがないように合理的な注意を払われるべきことを合意する。

③ 両政府は、この協定を実施するに当り民間の貿易経路をできる限り使用するよう努めるものとする。

第五条 ① アメリカ合衆国政府は合衆国勘定に積立てられた日本円の三十%を、別段の合意がある場合を除くほか次に掲げる積立総額に対する割合で、次の目的のため使用するものとする。

(一) 共同防衛のための軍事上の装備、資材、施設及び役務の調達のため八十五分の十七

(二) 他の国のための物品の購入及び役務の調達の資金にあつてため八十五分の五・五

(三) 合衆国の農産物の新たな市場を両国の利益になるように發展させることを助長するため八十五分の二、

(四) 国際教育交換活動の資金にあつてため八十五分の〇・七五

(五) 日本国における合衆国の債務を支払うため八十五分の〇・二五

② この条の規定に基いてアメリカ合衆国政府が使用する日本円はアメリカ合衆国政府がその決定する方法及び優先順位により支出するものとする。但しアメリカ合衆国政府はその支出金が日本国の経済に与える影響及び生ずるかもしれない日本国の利益との矛盾について妥当な考慮を払うものとする。

③ ①の規定に基くアメリカ合衆国政府の支出金で、千九百五十四年三月八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条及び附属書Eの規定の適用を受けるものは同条及び同附属書に定める日本の関税及び租税の免除及び払戻しを許与されるものとする。

第六条 ① 第二条に定める積立金の七十%は、日本銀行を通じて合衆国ドルに交換することができるものとし、日本銀行が合衆国ドルに交換するものとする。日本銀行は、その合衆国ドルを、アメリカ合衆国政府がワシントン輸出入銀行を通じて日本国政府に供与する。借款に基く支出として、日本国政府に貸与するもの

とする。日本国政府は、次の条件で供与されるこの借款を受諾することに同意する。

(一) 期間 千九百五十五年六月三十日から始まる四十年

(二) 支払日 年二回の分割払とし、利子の最初の支払いは、千九百五十八年十二月三十一日に行い、元金の最初の支払いは、千九百五十九年六月三十日に行うものとする。

(三) 元金及び利子の支払い 合衆国ドルで行うものとする。

(四) 利率 △率一年につき三% △最初の三年間は利率を付さない。

(五) ③及び④の規定にかかわらず元金及び利子の支払いは、いずれの支払日においても、日本国政府の単独の選択により日本円で行うことができ、この支払いの場合の利率は、一年につき四%とする。アメリカ合衆国政府は、この規定に基づいてアメリカ合衆国政府に支払われた日本円の使用計画に関しては日本国の経済状態を考慮することに同意する。

(六) 借款のその他の細目及び手続並びに借款の変更は、日本国政府とアメリカ合衆国政府またはその機関たるワシントン輸出入銀行との間で相互に合意するものとする。

② 日本国政府は、前項に定める借款を、千九百五十四年の農産物貿易の促進及び援助に関する法律第百四条(G)の規定に合致する経済開発のため、合意された目的の範囲内で、随意に使用するものとする。

第七条 この協定の実施のため必要な細目取決めは、両政府の間で合意されるものとする。

第八条 両政府は、いずれか一方の政府の要請があつたときは、この協定の適用またはこの協定に従つて行われる活動に関するいかなる事項についても協議するものとする。

第九条 この協定は、日本国がその国内法上の手続に従つて、この協定を承認したことを通知する日本国政府の公文を、アメリカ合衆国政府が受領した日に効力を生ずる。



道議会常任委員会及び特別委員会委員名簿

○は正△は副委員長

(昭和30・5・13現在)

総務及び建築委員 (15名)

松尾三良(自)
 二瓶榮吾(協)
 小島吉巖(社)
 西野謙二(民)
 林北三七郎(社)
 宮川章夫(社)
 糸川保(自)
 中牧(自)

水産及び労働委員 (15名)

山内広(勞)
 黒沢与工(社)
 川村清一(社)
 村本政信(社)
 川端元治(公)
 井野正揮(社)
 徳中祐満(民)
 西村武夫(社)

農務及び民生委員 (15名)

深山和岡(民)
 増田信一(社)
 堀野豊夫(社)
 杉本榮一(自)
 橋本正善(社)

文教及び農地開拓委員 (15名)

桶谷利男(民)
 津川直一(社)
 伊藤藤作(民)
 山本英一(自)
 黒松秀夫(協)
 天谷平信(協)
 笠井幸衛(社)
 児玉由一(自)

土木及び衛生委員 (17名)

西島順三(民)
 岩本政一(自)
 川口常一(民)
 渡部勇雄(社)
 佐々木利雄(公)
 朝日昇(協)

商工及び林務委員 (15名)

泉谷順治(社)
 道下美作(協)
 堀田毅(自)
 大久保和男(民)
 五藤義正(社)
 窪田長松(社)
 森川清(社)
 宮坂寿美雄(民)

安達徳太郎(公)
 岩田留吉(自)
 高橋辰男(社)

井口隆(社)
 新川輝(勞)

④ 佐久間 貞江 (自)
 中野 定敏 (社)
 鈴木 源重 (社)
 議会運営委員 (15名)

(兼務の委
員会名)

深山 和因 (民) 農・民
 道下 美作 (協) 商・林
 福島 新太郎 (自) 商・林
 山本 英一 (自) 文・拓
 五藤 義正 (社) 商・林
 高橋 石松 (協) 農・民
 井野 正揮 (社) 水・労
 宮坂 寿美雄 (民) 商・林
 治安委員 (15名)

(兼務の委
員会名)

○ 黒沢 与作 (社) 水・労
 田呂 善作 (協) 総・建
 岩本 政一 (自) 土・衛
 △ 舟木 侃 (社) 商・林
 橋本 清次郎 (社) 商・林
 安達 徳太郎 (公) 農・民
 井川 伊平 (民) 総・建
 岩田 留吉 (自) 農・民
 総合開発調査特別委員 (17名)

(兼務の委
員会名)

⑤ 本多 吉江 (民)
 時田 政次郎 (社)
 麻里 悌三 (公) 総・建
 小島 巖 (社) 総・建
 塚田 庄平 (労) 総・建
 川口 常一 (民) 土・衛
 △ 河野 辰男 (社) 土・衛
 ○ 高田 治郎 (社) 総・建
 笠井 幸衛 (社) 文・拓
 児見 山増夫 (社) 土・衛
 和乎 千治 (労) 商・林
 中山 信一郎 (民) 土・衛
 村本 政信 (社) 水・労
 川瀬 徳三郎 (協) 水・労
 森川 清 (社) 商・林
 徳中 祐満 (民) 水・労

北海道議会各党役員名簿

(昭和30・5・12現在)

△ 沖野 政雄 (公) 文・拓
 太田 益夫 (社) 文・拓
 中牧 保 (自) 総・建
 児玉 由一 (自) 文・拓
 本多 吉江 (民) 土・衛
 中野 定敏 (社) 土・衛
 鈴木 源重 (社) 土・衛
 宮北 三七郎 (社) 総・建
 大島 三郎 (民) 水・労
 松平 武一 (自) 水・労
 新川 輝隆 (労) 農・民
 西村 武夫 (社) 水・労
 時田 政次郎 (社) 土・衛

党派 及人数	役員 名	議員会長	同副会長	幹事長	副幹事長	政調会長	同副会長
社会党 33	時田政次郎	太田益夫	西村武夫	井野正揮			林謙二
民主党 19	井川伊平	吉田定次郎	宮坂寿美雄	大島三郎	西川清吉	中山信一郎	高橋源次郎
自由党 14	宮津恂太郎	佐久間貞江					
協同クラブ 12	朝日	昇大竹幸次郎	田呂善作		道下美作		
公正クラブ 6	佐々木利雄						
労働党 4	山内広						

図書室だより

新購入図書紹介

図 書 名	著 者 名
判例体系 第三四卷	井上 登
同 第三八卷	同
同 第二四卷	同
裁 判 官	正木ひろし
世界歴史事典 第二二卷	下中彌三郎
世界美術全集 第二八卷	同
六法全書 昭和三十年版	我妻 栄
衆議院先例集 昭和三十年二月版	衆議院事務局
昭和文学全集 第五六卷	石坂洋次郎
同 第五七卷	伊藤 整

各官庁・その他よりの受贈図書

図 書 名	受 贈 先
世界の動き 三八号	外 務 省
国内出版物目録 一二月号	国会図書館
国会図書館年報 二八年	同
郵政統計月報 三月	郵 政 省
郵政 三〇四号	同
イギリス経済の回顧と展望	審 議 庁
一九五三年における中共対外貿易	同
教育委員会月報 五三〇四号	文 部 省
中小学校社会科の解説	同
教育職員人事行政実例集 (3)	同
初等教育資料 五八号	同
文部広報 一〇九号	同
学校基本調査報告書 二八年	同
文部統計速報 七三号	同
ニューズレター 二五号	同

教育委員関係行政実例集 (3)	文 部 省
調査時報 八号	調 達 庁
収書速報 六号	同
厚生広報 五号・六号	同
厚生 三号	同
図書月報 二号	同
日本社会新聞 五二〇〇五二三号	検 査 院
資料月報 三月	日 本 社 会 党
海上保安庁公報 二八七〇二八八号	統 計 局
農林統計調査 一号	海 上 保 安 庁
農林統計調査 一号	農 林 省
たんになあかしや	同
水産時報 七一号	同
農業情報 二七〇二八号	同
森林火災国営保険事業統計表 二八年	同
森林防疫ニュース 一号	同
林業新知識 一七号	同
北海道農業試験場集報 一月号	同
研究報告解説 七七〇七八号	同
農林図書資料月報 二月号	同
業務研究 六二号	同
施設 三号	電 々 公 社
電報料金の沿革三〇年	同
米書だより 二二二号	米 国 大 使 館
皮革統計月報 二月号	通 産 省
経済分析 一七号	同
ゴム統計月報 二月号	同
石炭需給統計月報 一月号	同
ユークス統計月報 三月号	同
通産統計月報 二月号	同
日用品統計月報 二月号	同
窯業建材統計月報 二月号	同
石油統計月報 二〇三月号	同
機械統計月報 二月号	同
非鉄金属需給統計月報 二月号	同

非鉄金属製品統計月報 二月号	通 産 省
鉱山製練統計月報 三月号	同
資料だより 五四号	同
石炭生産統計月報 三月号	同
鉄鋼統計月報 二月号	同
繊維統計月報 二・三月号	同
化学工業統計月報 三月号	同
紙・パルプ統計月報 二月号	同
通産統計速報 二月号	同
週刊労働 五〇二〇五六号	同
野鳥の話	同
市勢要覧	同
昭和二十九年度下半期における本道経済の動き	同
被保護者生活実態調査報告 第二部	同
年次報告書 昭和二九年	同
令規・県政メモ	同
第三回参議院議員選挙一覽	同
閱覽と一般考査について	同
地方公共団体刊行物目録稿	同
参考図書総合目録	同
労働市場年報 一九五四	同
京都府会関係例規集並びに府民の選良	同
鳥取県議会月報 四月号	京 都 府 令 事 務 局
新潟県議会時報索引	鳥 取 県 議 会 事 務 局
福岡県議会月報 三七号	新 潟 県 議 会 事 務 局
大阪 府 会 報	福 岡 県 議 会 事 務 局
長野県議会資料	大 阪 府 会 事 務 局
山形県議会月報	長 野 県 議 会 事 務 局
広島県議会報	山 形 県 議 会 事 務 局
石川県議会月報	広 島 県 議 会 事 務 局
京都府議会月報	石 川 県 議 会 事 務 局
	京 都 府 議 会 事 務 局

.....
に關する陳情書

.....
に關する陳情

一、陳情の要旨.....

一、理由.....

昭和 年 月 日

住所
氏名

北海道議会議長 殿

昭和三十年六月二十日発行

北海道議会議時報 (第七卷第四号)

編集 北海道議会議事務局調査課

発行 北海道議会議事務局

電話 ②六九一九番

五月のメモ

- 1 ○二十六回目のメーデー各地で行わる。
- 2 ○原子力平和利用に関する協力協定に米・土調印す。
- 3 ○日、中貿易協定(民間)調印。
- 4 ○日、ソ交渉全権委員に松本俊一氏決定。
- 5 ○大館市(秋田県)で大火、百六十戸を焼失。
- 6 ○米、英、仏三国西独占領状態終結を宣言。
- 7 ○北林屹郎、坂東秀太郎両氏に藍綬褒章下賜。
- 8 フイリツピンの賠償交渉団長リネ大使来日。
- 9 ○米国の濃縮ウラニウム輸入を海外調査団が勧告。
- 10 ○通産省、二十九年の通商日書を発表。
- 11 ○第一回臨時道議会開く。
- 12 ○富士登山道で実弾訓練、米軍反対押切り実施通告。
- 13 ○国際見本市開幕、(東京)
- 14 ○パリ国際会議開幕。
- 15 ○ソ連は英・仏両国との「ヒットラー・ドイツとその欧州での協力国との戦争における同盟ならびに戦後の協力と相互援助条約」を正式破棄を決定。
- 16 ○訪ソ学術視察団出発。
- 17 ○米国原子力民間平和使節団来日。
- 18 ○米軍の北富士演習場問題で地元民二千名が反対デモ。
- 19 ○在米日本資産返還交渉終る、日米政府共同声明発表。
- 20 ○全国知事会議開く、(東京都)
- 21 ○国連大使に加瀬俊一氏発令。
- 22 ○臨時道議会終る。
- 23 ○宇高連絡船紫雲丸衝突沈没す。
- 24 ○長崎国鉄総裁辞表提出。
- 25 北教組小樽支部選挙違反問題で不当弾圧反対総決起大会開く。
- 26 オーストリア主権回復条約調印。
- 27 ○夏場所大相撲開幕。
- 28 ○I・C・C(国際商業会議所)総会開く。(東京)
- 29 ○東海道線で修学旅行団体列車が衝突炎上。
- 30 ○福岡で修学旅行バス火だるま。
- 31 ○邦人の送還に努力、北鮮赤十字から初の入電。
- 32 ○米関係B・C級戦犯三十八名に仮出所。
- 33 ○日教組定期大会開く。(松江市)
- 34 ○濃縮ウラン本年中に受入れ、政府対米折衝を訓令。
- 35 ○開発庁次長に田上辰雄氏発令。
- 36 ○国鉄総裁に十河信二氏発令。
- 37 ○第十八回道総合開発委員会総会開く。
- 38 ○改選後初の全道市長会開かる。
- 39 ○銀洋丸函館出港。
- 40 ○野口、水牧両副知事退職発令。
- 41 ○天皇陛下初の大相撲御観覧。
- 42 ○英国総選挙で保守党勝つ。
- 43 ○余剰農産物仮協定に調印。(ワシントン)
- 44 ○ヘレンケラー女史来日。
- 45 ○道部課長級の大異動発令。
- 46 ○対日交渉のソ連全権マリク駐英大使に決る。
- 47 ○道在郷軍人会結成式開かる。(札幌市)
- 48 ○札幌競馬開催決る、函館は取り止め。
- 49 ○放射能国際懇談会開く。(東京)
- 50 ○余剰農産物協定正式調印終る。
- 51 ○六月暫定予算成立。